（記載上の注意）
1　「連結自己資本比率」とは、農林中央金庫法第85条第２項に規定する区分等を定める命令第１条第４項に規定する連結自己資本比率をいう。
2　「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
3　「その他Tier１資本調達手段に係る会員勘定の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
4　「Tier２資本調達手段に係る会員勘定の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
5　連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
6　遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第２条第43号に規定する遡及適用をいう。）、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

附　則

（施行期日）
1　この命令は、平成二十六年三月三十一日から施行する。
（経過措置）
2　この命令による改正後の農林中央金庫法施行規則別紙様式は、平成二十六年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

省　令

○法務省令第五号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）及び法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）を実施するため、法務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

法務大臣　谷垣　禎一

法務省組織規則の一部を改正する省令

法務省組織規則（平成十三年法務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第九条の見出しを「（更生支援室及び矯正監査室並びに矯正調査官）」に改め、同条第一項中「矯正監査室及び」を「更生支援室及び矯正監査室並びに」に、「二人」を「一人」に改め、同条第四項中「分掌する」を「つかさどる」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　更生支援室は、矯正局の所掌事務に関する総合調整に関する事務のうち被収容者の更生の支援に関する事務をつかさどる。

3　更生支援室に、室長を置く。

第十三条の見出し及び同条第一項中「及び精神保健観察企画官」を「、精神保健観察企画官及び更生保護企画官」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　更生保護企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち特定事項に係るものの企画及び調整に関する事務をつかさどる。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○法務省令第六号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十八条第四項、第十九条第二項及び第二十条第二項並びに法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第六十九条第三項の規定に基づき、法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

法務大臣　谷垣　禎一

法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令

法務局及び地方法務局組織規則（平成十三年法務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項中「八百六人」を「八百十二人」に改める。

第五十二条第一項中「四百十八人」を「四百二十三人」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○法務省令第七号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第九条第三項の規定に基づき、刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

法務大臣　谷垣　禎一

刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正する省令

刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則（平成十三年法務省令第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表刑務所等の名称の欄中「札幌刑務所　千葉刑務所」を「札幌刑務所　月形刑務所　山形刑務所」に、「黒羽刑務所」を「黒羽刑務所　千葉刑務所」に改め、同表中

網走刑務所	総務部　処遇部　分類教育部

を

網走刑務所	総務部　処遇部　分類教育部
月形刑務所	総務部　処遇部　国際対策室
山形刑務所	
栃木刑務所	

に改める。

第二十二条の表刑務所等の名称の欄中「札幌刑務所　宮城刑務所」を「宮城刑務所」に、「府中刑務所」を「札幌刑務所　府中刑務所」に改める。

第三十一条第一項中「六百二十五人」を「六百二十六人」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○法務省令第八号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十条第三項及び第十一条第三項の規定に基づき、少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

法務大臣　谷垣　禎一

少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正する省令

少年院及び少年鑑別所組織規則（平成十三年法務省令第四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「久里浜少年院」の下に「、神奈川医療少年院」を加える。

第十一条第一項中「百三十七人」を「百三十九人」に改める。

第十四条中「及びそれぞれ首席専門官一人」を削り、同条に次の一項を加える。

2　前項の課のほか、少年鑑別所（函館少年鑑別所、山形少年鑑別所、福井少年鑑別所及び鳥取少年鑑別所を除く。）に、それぞれ首席専門官一人を置く。